

第 1 1 章 資格喪失後の給付

1. 給付条件

被保険者が資格喪失（任意継続被保険者の資格喪失は除く）の際、現に給付を受けていた場合、または資格喪失後一定の期間内に死亡、または出産した場合には、下記の保険給付が受けられます。

この給付を受けられる者は、被保険者の死亡についての給付を除いて、被保険者としての期間が資格喪失の日前継続して1年以上（任意継続被保険者期間は含まない）あることが必要です。

2. 給付内容

(1) 傷病手当金に関する給付

被保険者の資格喪失の際、現に傷病手当金の支給を受けているか、支給を受ける条件を満たしている場合は、被保険者であったときと同様、傷病手当金が支給されます。

支給を受ける条件を満たしている場合とは、たとえば、療養のため仕事に従事できず、ひき続き3日間の待期をこえて会社を休んでいたが、在職中は報酬を受けていたため傷病手当金の支給を停止されていた人が、退職して報酬がなくなったというような場合です。

(2) 出産手当金に関する給付

傷病手当金と同様に資格喪失の際現に出産手当金の支給を受けているか、支給を受ける条件を満たしている場合は、被保険者であったときと同様、出産手当金が支給されます。

(3) 出産育児一時金に関する給付

被保険者が資格喪失した日後6ヵ月以内に出産した場合には、被保険者であったときの出産と同様に出産育児一時金の給付が受けられます。

ただし、資格喪失後に加入している健康保険から給付を受ける場合、重複して受給できません。

(4) 資格喪失後の死亡に関する給付

被保険者の資格喪失した日後、次の期間内に死亡した場合に埋葬料（費）が支給されます。

ただし、資格喪失後に加入している健康保険から給付を受ける場合、重複して受給できません。

ア. 被保険者であったものが資格喪失後3ヵ月以内に死亡したとき

イ. 被保険者の資格喪失後継続して、疾病または出産についての給付を受けていた者が死亡したとき

ウ. 上記の給付を受けていたものがその給付を受けなくなって3ヵ月以内に死亡したとき